

総行行第120号
平成23年8月19日

各都道府県知事 殿
各都道府県議会議長 殿

総務大臣

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための
避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律
等の施行について（通知）

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号。以下「法」という。）は、平成23年8月12日に公布され、同日施行することとなりました。また、これに併せて、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律施行規則（平成23年総務省令第119号。以下「総務省令」という。）が平成23年8月19日に公布され、同日施行することとなりました。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、適切な運用がなされるよう、格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村長及び市町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 趣旨に関する事項（法第1条関係）

この法律は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することとすることができる特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定めるものとする。

第2 定義に関する事項（法第2条関係）

- 1 この法律において「指定市町村」とは、第3の1により指定された市町村をいうものとする。
- 2 この法律において「指定都道府県」とは、指定市町村の区域を包括する都道府県をいうものとする。
- 3 この法律において「避難住民」とは、指定市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、当該指定市町村の区域外に避難しているものをいうものとする。
- 4 この法律において「住所移転者」とは、平成23年3月11日において指定市町村の区域内に住所を有していた者のうち、当該指定市町村以外の市町村の住民基本台帳に記録されているものをいうものとする。
- 5 この法律において「特定住所移転者」とは、住所移転者のうち、指定市町村の条例で定めるところにより、当該指定市町村の長に対し、第10の1から3までに定める施策の対象となることを希望する旨の申出をしたものをいうものとする。
なお、指定市町村の条例には、住所移転者の申出の手続（申出事項・申出書の様式）、申出事項についての指定都道府県への情報提供などについて定めることが考えられること。

第3 指定市町村の指定等に関する事項（法第3条関係）

- 1 総務大臣は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法第15条第3項又は第20条第3項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った次に掲げる指示の対象となった区域をその区域に含む市町村であつて、その住民が当該市町村の区域外に避難することを余儀なくされているものを、指定市町村として指定することができるものとする。
 - ① 原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示
 - ② 住民に対し避難のための立退き又は屋内への退避を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示
 - ③ 住民に対し緊急時の避難のための立退き又は屋内への退避の準備を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示
 - ④ ①から③までのほか、これらに類するものとして政令で定める指示
- 2 総務大臣は、1による指定をしようとするときは、あらかじめ指定しようとする市町村を包括する都道府県の知事の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないものとする。
- 3 2により都道府県知事が総務大臣に意見を述べるに当たっては、あらかじめ当該市町村の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないものとする。
- 4 総務大臣は、1による指定をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならないものとする。

第4 避難住民の届出等に関する事項（法第4条・総務省令関係）

1 第3の4による指定市町村の告示の日（以下「告示日」という。）において当該指定市町村の避難住民である者は、告示日から14日以内に、総務省令で定めるところにより、当該指定市町村の長にその避難している場所（以下「避難場所」という。）を届け出なければならないものとする。ただし、当該避難住民が、告示日前に当該指定市町村の長に当該届出に相当する行為をした場合であって、当該行為に係る避難場所が告示日における避難場所であるときは、この限りでないものとする。

なお、「当該届出に相当する行為をした場合」としては、告示日前に指定市町村に避難場所等の情報を届け出ている場合や、全国避難者情報システムに基づいて避難先の市町村に対して情報提供書面を提出し、避難先の市町村から指定市町村に情報提供がなされている場合が考えられること。

2 告示日後に新たに避難住民となった者は、避難住民となった日から14日以内に、総務省令で定めるところにより、当該指定市町村の長にその避難場所を届け出なければならないものとする。

3 1又は2による届出をした避難住民は、避難場所を移したとき又は避難住民でなくなったときは、避難場所を移した日又は避難住民でなくなった日から14日以内に、総務省令で定めるところにより、当該指定市町村の長にその旨を届け出なければならないものとする。

4 1から3までによる届出の方法については、以下のとおり総務省令で定めるものとする。

(1) 1から3までによる届出は、総務省令の別記様式に準じて作成する届出書を指定市町村の長に提出することによって行うものとする。

(2) (1)による届出書の提出は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により行うことができるものとする。

(3) (1)及び(2)にかかわらず、(1)に規定する届出書を当該届出をする避難住民の避難場所をその区域に含む市町村の長が受け付け、当該市町村の長が、当該届出に係る事項を当該市町村の長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と指定市町村の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を用いて指定市町村の長に伝達した場合は、その受け付けた日に(1)の規定により届出書が提出されたものとみなすものとする。

これは、全国避難者情報システムに基づいて避難先の市町村に対して情報提供書面を提出し、避難先の市町村から指定市町村に情報提供がなされる場合が考えられること。

5 4(1)から(3)までの場合においては、指定市町村の長又は避難先市町村の長は、住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、

許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であって指定市町村の長が適当と認める書類を提示する方法その他これに準ずるものとして指定市町村の長又は避難先市町村の長が適当と認める方法により、可能な限り届出人が本人であることを確認すること。

- 6 指定市町村の長は、1から3までによる届出を受けたときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を指定都道府県の知事に通知するものとする。

第5 避難住民に関する特定の事務の届出等に関する事項（法第5条関係）

- 1 指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、法律又はこれに基づく政令により当該指定市町村又は指定都道府県が処理することとされている事務のうち避難住民に関するものであって、当該指定市町村又は指定都道府県が処理することが困難であるものがあるときは、総務大臣に対し、当該事務の範囲を届け出ることができるものとする。

なお、指定市町村の長が届出をするときは、指定都道府県の知事を経由するものとされていることから、指定都道府県においては、避難先の市町村又は都道府県における事務処理が円滑に行われるよう、指定市町村ごとに届け出ようとする事務の範囲について、適宜調整を図られたいこと。

- 2 総務大臣は、1による届出を受けたときは、当該届出をした指定市町村又は指定都道府県の名称及び当該届出に係る事務の範囲を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知しなければならないものとする。

第6 避難住民に係る事務処理の特例等に関する事項（法第6条及び第7条関係）

- 1 指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、第5の2により告示された事務（以下「特例事務」という。）について、避難住民の避難場所をその区域に含む市町村又は都道府県であって法律又はこれに基づく政令により特例事務と同種の事務を処理することとされているもの（以下「避難先団体」という。）の長に当該避難住民の氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び避難場所を通知することにより、当該避難先団体が処理することとすることができるものとする。

- 2 1の通知を受けた避難先団体は、当該通知に係る避難住民（5の通知に係る避難住民を除く。）に関する特例事務を処理するものとする。

- 3 1及び2は、特例事務のうち、避難住民の避難の状況その他の事情を勘案して特定の避難先団体においては処理することを要しないと認めるものについて、指定市町村の長又は指定都道府県の知事が当該避難先団体の長に対してその旨を通知した場合における当該特例事務については、適用しないものとする。

- 4 3の通知を受けた避難先団体の長は、直ちに当該通知をした指定市町村又は指定都道府県の名称及び当該通知を受けた特例事務を告示しなければならないものとする。

- 5 指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、1の通知に係る避難住民が当該避難先団体の区域内の場所を避難場所とする避難住民でなくなったことを知ったときは、

直ちにその旨を当該避難先団体の長に通知しなければならないものとする。

- 6 5の場合のほか、指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、1の通知に係る避難住民に関し通知された事項に変更があったこと又は誤りがあることを知ったときは、直ちにその旨を当該避難先団体の長に通知しなければならないものとする。
- 7 指定市町村の長は、1、5又は6の通知をしようとする場合において、避難先団体が市町村であるときは、指定都道府県の知事及び避難先団体を包括する都道府県の知事を経由して行うものとし、避難先団体が都道府県であるときは、指定都道府県の知事を経由して行うものとする。
- 8 指定都道府県の知事は、1、5又は6の通知をしようとする場合において、避難先団体が市町村であるときは、避難先団体を包括する都道府県の知事を経由して行うものとする。

第7 避難住民に係る事務処理の特例に係る法令の規定の適用に関する事項（法第8条関係）

第6の2により特例事務を避難先団体が処理する場合には、当該避難先団体が特例事務と同種の事務を処理する場合に適用される法令の規定が適用されるものとする。

第8 避難住民に係る事務処理の特例に係る費用の負担に関する事項（法第9条関係）

- 1 第6の2により避難先団体が処理することとされた事務に要する経費は、指定市町村又は指定都道府県において経費を負担する事務として総務大臣が国の関係行政機関の長と協議して告示で定める事務に要する経費を除き、当該避難先団体が負担するものとする。
- 2 国は、1により避難先団体が負担する経費について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第9 避難住民に対する役務の提供に関する努力義務に関する事項（法第10条関係）

- 1 第6の1の通知を受けた避難先団体は、その住民に対して行っている役務の提供であって法律又はこれに基づく政令により当該避難先団体が処理することとされている事務に係るもの以外のものを、第6の1の通知に係る避難住民に対しても行うよう努めるものとする。
- 2 国は、第6の1の通知を受けた避難先団体が第6の1の通知に係る避難住民に対して1に規定する役務の提供を行った場合には、当該役務の提供に要する経費について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第10 特定住所移転者に係る施策等に関する事項（法第11条関係）

- 1 指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者に対し、当該指定市町村又は指定都道府県に関する情報であって当該特定住所移転者との関係の維持に資するものを提供するものとする。

- 2 指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者の指定市町村の区域への訪問の事業その他特定住所移転者と指定市町村の住民との交流を促進するための事業の推進に努めるものとする。
- 3 1及び2のほか、指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者との関係の維持に資する施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 国は、指定市町村及び指定都道府県が1から3までに定める施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第11 住所移転者協議会に関する事項（法第12条関係）

- 1 指定市町村は、条例で定めるところにより、住所移転者協議会を置くことができるものとする。
- 2 住所移転者協議会の構成員は、特定住所移転者のうちから、指定市町村の長が選任するものとする。
- 3 住所移転者協議会の構成員の任期は、条例で定める期間とする。
- 4 住所移転者協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができるものとする。
- 5 住所移転者協議会は、第10の1から3までに定める施策に関する事項のうち、指定市町村の長その他の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、指定市町村の長その他の機関に意見を述べるができるものとする。
- 6 指定市町村の長その他の機関は、5の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならないものとする。
- 7 1～6に定めるもののほか、住所移転者協議会の構成員の定数その他の住所移転者協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定めるものとする。

第12 施行期日等に関する事項

- 1 この法律は、公布の日から施行するものとする。（附則第1条関係）
- 2 この法律の施行の日から住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）附則第1条第一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの法律の規定の適用については、第2の3及び4中「住民基本台帳に記録されている」とあるのは、「住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている」とするものとする。（附則第2条関係）
- 3 国は、この法律に定めるもののほか、東日本大震災の影響によりその属する市町村の区域外に避難することを余儀なくされている住民に対し、その要因が解消されるまでの間、地方公共団体が適切に役務を提供することができるようにするため、この法律の規定に基づく避難住民に係る措置に準じて、必要な措置を講ずるものとする。（附則第3条関係）

なお、国が講ずる措置については、避難住民に係る措置の運用状況等を踏まえ、別途通知を行う予定であること。